

# 令和6年度おおさか環境賞 推薦要領

## 1 対象となる活動の種類・内容

### (1) 府民活動

大阪府内で、個人・団体（地方公共団体は除く）が自主的に取り組む次の活動が対象となります。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動については対象とします。

#### ①豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動

##### (例)

- ・ブナ林の保全など稀少な野生動植物の保護に向けた学術研究活動
- ・地球温暖化やオゾン層の保護など地球環境問題に関する調査研究活動
- ・途上国における森林の保全や砂漠化の防止などに関する調査活動

#### ②豊かな環境の保全又は創造に資する教育啓発活動

##### (例)

- ・地域や学校等における地球温暖化防止等に関する環境教育・啓発活動
- ・グリーン購入の促進など環境に配慮したライフスタイルの確立に向けた啓発活動
- ・家庭における省エネルギーのあり方に関する研修活動

#### ③豊かな環境の保全又は創造に資する実践活動

##### (例)

- ・里山保全、河川や海の水質浄化、川岸や海岸の自然再生に向けた実践活動
- ・再生品利用や分別収集など廃棄物の3Rを推進する実践活動

### (2) 事業者活動

大阪府内で、事業者が取り組む豊かな環境の保全又は創造に資する活動が対象となります。ただし、自社内に限る省エネルギー・廃棄物削減などの活動は除きます。また、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については対象とします。

#### ①調査研究活動、環境教育・啓発活動、実践活動

##### (例)

- ・地球温暖化など地球環境問題に関する研究成果、新しい省エネ技術等を他者と連携して地域等に広く普及する活動
- ・地域や学校の出前授業、住民の施設見学・セミナー等の環境教育・啓発活動
- ・里山保全や環境美化、ビオトープ造成等の環境・生物多様性保全に資する実践活動
- ・事業により出た廃棄物等をリサイクルし、地域で有効活用する実践活動

#### ②社会や消費者行動の変革を促して、環境課題の解決に寄与する新たなビジネス

##### (例)

- ・設計、生産、利用、廃棄のライフサイクル全体にわたり、資源消費を抑制しストックを有効活用して付加価値を生むようデザインされた「サーキュラーエコノミー」の取組み（ICT技術を活用した日用品や服などのシェアリングサービスなど）
- ・地域の規格外野菜を全量仕入れ販売する生産・消費者ネットワークの構築や、マイボトル

が利用できる店舗等の情報提供マップアプリサービスの運用・提供など、地域などの社会課題の解決を目的とした「ソーシャルビジネス」「コミュニティビジネス」の取組み

### ③環境課題解決に寄与する文化芸術活動や学校教育活動、地域活動等

(例)

- ・海洋プラスチックなどの廃棄物をアート作品として啓発
- ・地域事業者や住民等と連携して地域環境改善に取り組む地域学校協働活動\*
  - \* 地域学校協働活動：住民、保護者、団体、民間企業等の幅広い参画を得て、「学校を核とした地域づくり」を目指して連携・協働して行う様々な活動（文科省）
- ・まちおこしや文化芸術イベントへの環境テーマの組込み

### ※対象とならない活動の種類・内容

次に示す活動については、対象となりません。

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| ・学校の授業の一環（単位取得の要件、卒業論文の研究対象など）として行われる活動 | ]                              |
| ・省エネルギー・廃棄物低減等への取組みのうち、自社内に限られるもの       | （自社事業所の環境対策、環境マネジメントシステムの運用など） |

## 2 対象活動及び対象者の要件

この賞は、「おおさか環境賞」実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に基づき、次の各号の要件を満たすものを対象とします。

- (1) 賞の対象となる活動が他の模範となるものであること。
- (2) 賞の対象となる活動が2年以上（年1回程度の活動にあっては3年以上）の実績を有しており、将来にわたり継続する見込みがあること。  
ただし、2年以上の年数を満たしていない場合でも、その活動が特に顕著で多大な成果を上げている場合には、これにかかわらず対象とする。
- (3) 過去に大臣又は知事の表彰を受けた活動及び「おおさか環境賞」を受賞した活動は除く。
- (4) 違法行為を行わず、また、違法行為を容認しない者であること。
- (5) 活動に際して金品の寄附、援助、購入や事業参加の強要が行われるものではないこと。
- (6) 暴力団の利益になり、又はその恐れがあると認められること。
- (7) 役員、従業員、社員その他構成員が暴力団員※1及び暴力団密接関係者※2に該当しない者であること。
- (8) その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断した者は除く。

上記要件に該当しないことが判明した場合は、賞の授与を取り消すことがあります。

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※2 大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。

## 3 賞の選考基準及び審査について

- (1) 大賞・準大賞・奨励賞について

書類審査を経て、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において、次の4つの視点から活動を選考し、その結果を踏まえ、大阪府が大賞、準大賞、奨励賞の授与を決定します。

ただし、一定の基準に達しないものについては賞を授与しない場合があります。

①環境の保全・創造への寄与	環境への寄与の内容が具体的で、かつ課題に的確に対応するものか。
②地域・広域・国際的な行動への貢献や波及	<ul style="list-style-type: none"><li>・他主体の取組み促進に貢献し、地域、広域、国際的な波及効果が期待できるか。</li><li>・他者との連携や働きかけにより、持続的な社会づくりに貢献するか。</li></ul>
③先進性・独自性・創意工夫・模範的取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境とは異なる分野との連携など、先進的な発想や手法を活用しているか。他に例がほとんどなく独自性があるか。</li><li>・既存手法の組合せや適用等において独自の工夫がみられるか。</li><li>・他に類似の取組みが少ないなど模範となるような活動であるか。</li></ul>
④継続性・実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまで継続的な活動実績があり、活動が定着しているか。</li><li>・今後の継続的発展の下地を築いており、今後の継続、発展、波及が見込めるか。</li></ul>

#### ※環境とは異なる分野との連携

(例)

- ・プラスチックごみを活用した海洋ごみ対策の啓発につながるアート作品や活動、その他のプロジェクトなど
- ・テイクアウトや食べ残しの持ち帰り容器にサステナブル素材を使用することを促進し、食品ロスと使い捨てプラスチックの削減に寄与することができる活動など

#### (2) 協働賞について

大賞、準大賞、奨励賞に決定した活動のうち、次の2つの視点から、優れた協働取組でもあると認められる活動には、特別賞として協働賞の授与を決定します。本賞は大賞、準大賞または奨励賞受賞者に加えて、協働で活動を行う協働者（団体又は事業者）にも授与します。

①役割分担	互いに特色を活かし合い、足りない部分を補い合った適切な役割分担がなされているか。
②メリット	協働により一層効果的な取組みが実現しているかどうか。

協働賞の例としては、「1 対象となる活動の種類・内容」に記載の活動を個人・団体・事業者等が互いに連携・協力して実施し、環境の保全又は創造に寄与しているものとします。

そのほか協働活動特有の事例として、

- ・地域や学校等で実施する環境教育プログラムを団体や事業者等が共同で開発
  - ・事業者の環境報告書を団体等が企画段階から参画し共同で執筆
- なども対象とします。

#### (3) 賞の審査について

推薦のあった活動の「1 対象となる活動の種類・内容」の要件への該当性については大阪府が審査し、該当する活動を賞の選考対象とします。

なお、内容により、活動内容について聴取または現地確認を行うことがあります。

### 4 推薦について

#### (1) 推薦（他薦）手続き

大阪府知事から推薦の依頼を受けた市町村長、府民会議の運営委員会学識委員及び委員団体の代表者は、この賞の対象となる個人、団体又は事業者の活動があると認めるときは、実施要綱に定める推薦書様式により、知事に推薦（他薦）することができます。

#### （2）推薦（自薦）手続き

団体又は事業者は、この賞の候補となる優れた活動について、以下の手続きにより大阪府知事に対して自ら推薦（自薦）することができます。

##### ① 推薦書（自薦）受付期間

令和6年6月17日（月曜日）～令和6年10月16日（水曜日）午後5時まで

##### ② 推薦書（自薦）提出方法

推薦書（自薦）の提出の際は、実施要綱に定める様式に必要な資料を添えて、以下の提出先に電子メールにて送信してください。なお、添付ファイルの容量が大きい場合、電子メールが受信できない場合があります。1通あたりの添付ファイルの容量は6MB以下になるように送信してください。

##### 【提出先】

大阪府脱炭素・エネルギー政策課 府民共創グループ

電子メール： eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

##### 【推薦書（自薦）に添付が必要な資料】

- ・規約または会則もしくは定款、役員等名簿
- ・団体の概要を示す資料（報告書、パンフレット、ホームページ等既存資料）
- ・活動状況を示す写真
- ・活動内容に関する参考資料（報告書、新聞・雑誌記事、パンフレット、ホームページ等既存資料）

##### 【注意事項】

・電子メール受信により受付を行いますので、電子メール送信後、必ず電話にて、大阪府脱炭素・エネルギー政策課あて受信の確認をお願いします。

電話番号：06-6210-9287（平日午前10時から午後5時まで）

・電話でメール受信確認を行った後、速やかに書類一式（推薦書1部及び添付資料8部）を、  
④の提出先あてに郵送してください。

ただし、実施要綱に示す要件に適合しない場合や、未記入箇所・添付資料の不足がある場合などは受付できることあります。

#### （3）協働取組みの推薦の手続き

2者以上の協働取組である活動を推薦する場合は、主として活動を行う者を被推薦者（自薦の場合は自薦者）、協働で活動を行う者を協働者として記入してください。

推薦書様式への記入にあたっては「活動の内容等」欄に加えて、「協働取組について」欄も記入してください。「協働者」欄及び「協働取組について」欄に記載がある活動は、特別賞である協働賞の選考対象になります。

(4) 推薦書提出先及びお問合せ先

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 府民共創グループ おおさか環境賞担当

所在地：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

電話番号：06-6210-9287

FAX 番号：06-6210-9259

電子メール：eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp